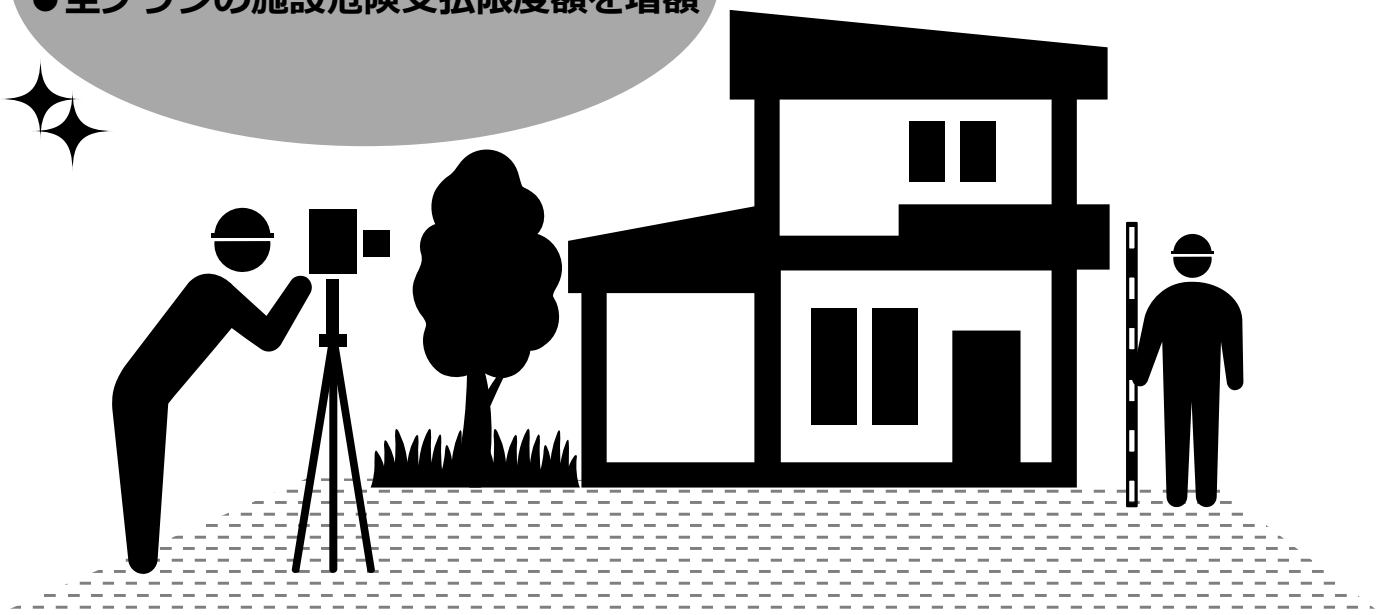
# 土地家屋調査士賠償責任保険
## ご加入のおすすめ

**今年度改定内容**

- **全プランに廃業補償特約を付帯**
- **全プランの施設危険支払限度額を増額**



**ご注意**

- **保険料の変更はございませんが、必ず「支払限度額と年間保険料」表（1、2ページ）にてご確認ください。**
- 退会される場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。解約のお手続および廃業補償特約のご案内をさせていただきます。
- 団体契約のため、ご加入者には約款を配布しておりません。必要な場合には、お手数ですが取扱代理店または引受保険会社まで別途ご請求願います。
- 中途加入につきましては、毎月20日申込締切で申込月の翌月１日からの補償開始となります。
- 住所変更・口座変更等ございましたら、必ず取扱代理店までご連絡ください。

| | |
|---|---|
| **申込締切日** | **令和２年１月29日（水）必着** |
| **損害賠償請求対象期間（保険期間）** | **令和２年４月１日午後４時から１年間** |

**加入者証送付時期について**

保険料の払込時期によって加入者証送付時期が異なりますのでご注意ください。
送付時期、再作成のご依頼につきましては、引受保険会社までご連絡ください。

＜3月6日までに自動振替された方＞
→**4月下旬**

＜上記以外の方＞
→**5月下旬**

## 日本土地家屋調査士会連合会共済会

引受保険会社　**三井住友海上火災保険株式会社**　　取扱代理店　**有限会社 桐栄サービス**

# 支払限度額と年間保険料

※保険料の変更はございませんが、必ずご確認ください。

## 基本プラン

下線部分が変更箇所となります

| 加入の型<br>（　）内は調査士法人の型 | 支払限度額<br>土地家屋調査士業務危険 | 業務危険の免責金額（1請求につき） | 施設危険<br>※施設危険の免責金額は、一律1請求につき1,000円です。 | 令和２年度保険料<br>※保険料算出方法は次ページを参照ください |
|---|---|---|---|---|
| Z-1（X1） | 1 請求につき300万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算600万円 | 0 | 身体 1 名につき 1,000万円<br>（1 請求につき 2,000万円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 8,500円 |
| Z-2（X2） | | 5万円 | | 5,330円 |
| Z-3（X3） | | 10万円 | | 4,010円 |
| A-1（G1） | 1 請求につき500万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算1,000万円 | 0 | 身体 1 名につき 1,000万円<br>（1 請求につき 2,000万円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 10,450円 |
| A-2（G2） | | 5万円 | | 7,280円 |
| A-3（G3） | | 10万円 | | 5,960円 |
| A-4（G4） | | 30万円 | | 5,070円 |
| A-5（G5） | | 50万円 | | 4,590円 |
| B-1（H1） | 1 請求につき1,000万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算2,000万円 | 0 | 身体 1 名につき 5,000万円<br>（1 請求につき 1億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 14,620円 |
| B-2（H2） | | 5万円 | | 11,450円 |
| B-3（H3） | | 10万円 | | 10,130円 |
| B-4（H4） | | 30万円 | | 9,240円 |
| B-5（H5） | | 50万円 | | 8,760円 |
| C-1（I1） | 1 請求につき2,000万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算4,000万円 | 0 | 身体 1 名につき 5,000万円<br>（1 請求につき 1億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 18,800円 |
| C-2（I2） | | 5万円 | | 15,640円 |
| C-3（I3） | | 10万円 | | 14,320円 |
| C-4（I4） | | 30万円 | | 13,420円 |
| C-5（I5） | | 50万円 | | 12,940円 |
| D-1（J1） | 1 請求につき3,000万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算6,000万円 | 0 | 身体 1 名につき 5,000万円<br>（1 請求につき 1億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 21,020円 |
| D-2（J2） | | 5万円 | | 17,850円 |
| D-3（J3） | | 10万円 | | 16,530円 |
| D-4（J4） | | 30万円 | | 15,640円 |
| D-5（J5） | | 50万円 | | 15,160円 |
| E-1（K1） | 1 請求につき5,000万円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算1億円 | 0 | 身体 1 名につき 5,000万円<br>（1 請求につき 1億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 24,190円 |
| E-2（K2） | | 5万円 | | 21,020円 |
| E-3（K3） | | 10万円 | | 19,700円 |
| E-4（K4） | | 30万円 | | 18,800円 |
| E-5（K5） | | 50万円 | | 18,330円 |
| F-1（L1） | 1 請求につき1億円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算2億円 | 0 | 身体 1 名につき 1億円<br>（1 請求につき 2億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 28,040円 |
| F-2（L2） | | 5万円 | | 24,880円 |
| F-3（L3） | | 10万円 | | 23,560円 |
| F-4（L4） | | 30万円 | | 22,660円 |
| F-5（L5） | | 50万円 | | 22,180円 |
| P-1（Q1） | 1 請求につき2億円<br>損害賠償請求対象期間（保険期間）中 通算4億円 | 0 | 身体 1 名につき 2億円<br>（1 請求につき 4億円）<br>財物 1 請求につき 1,000万円 | 31,960円 |
| P-2（Q2） | | 5万円 | | 28,790円 |
| P-3（Q3） | | 10万円 | | 27,470円 |
| P-4（Q4） | | 30万円 | | 26,580円 |
| P-5（Q5） | | 50万円 | | 26,100円 |

加入者最多プラン

おすすめプラン

※上記は、会員の土地家屋調査士１名の場合の保険料です。
　調査士法人の場合は、上記記載の保険料×社員数となります。
※優良割引（損害率に応じた割引）の適用は前年度同様ございません。従いまして保険料の変更はございませんが、必ずご確認ください。
※保険料は、団体割引20%を適用しております。団体割引率は、契約時の被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合は、あらためて変更後の内容をご案内いたします。

## 被害者治療費等補償特約

**自動セット**

| 補償の種類（１回の事故につき被害者１名について） | | 支払限度額* |
|---|---|---|
| 被害者治療費等 | 死亡・重度後遺障害 | 50万円 |
| | 入院 | 10万円 |
| | 通院 | 3万円 |

（ご注意）
*1事故および保険期間中限度額は1,000万円です。

| 事故事例 |
|---|
| 第三者が測量現場の確認をした際に機材に足をとられ転倒し、入院した。 |

# 廃業補償特約　今年度より自動セット（2020年4月1日以降始期契約に適用）

## 廃業（退会）した後に受けた損害賠償請求を補償します

廃業補償特約は、会員が廃業（退会）した場合または死亡された場合に、廃業（退会）または死亡時点のご加入内容にて、 廃業（退会）または死亡後5年間（廃業補償特約の保険期間中）にわたって補償が延長される特約です。（保険期間中に、会員が死亡された場合は、保険契約を会員の代表法定相続人に名義変更いただいた上で、補償いたします。）

※時効、または除斥期間の経過により、ご加入者が法律上の損害賠償責任を負わない場合、この特約の補償対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 補償内容

元会員が土地家屋調査士業務に起因して損害賠償請求を受け、賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いするものです。この特約の支払限度額、免責金額は廃業（退会）または死亡直前までご加入されていた土地家屋調査士賠償責任保険の土地家屋調査士業務危険と同一となります。

### 損害賠償請求対象期間（廃業補償特約の保険期間）

この特約の損害賠償請求対象期間は、土地家屋調査士会退会日から**5年間**です。（1度のみ、5年間の延長手続きを行うことができます。延長される場合は追加保険料が必要です。）

## 情報漏えい賠償責任補償特約（オプション）

オプションプラス

**このような情報漏えいが想定されます。**

- 事務所で使用するパソコンがウイルスに感染し、パソコン内の顧客の個人情報が外部へ漏えいしたことにより、損害賠償請求を受けた。
- 従業員が事務所のパソコンから顧客情報を調べ、外部業者に氏名、住所、電話番号等の情報を販売したことにより個人情報が漏えいし、これにより、雇用主である土地家屋調査士に対して損害賠償請求がなされた。

※情報漏えい賠償責任補償特約は単独でご契約することができません。土地家屋調査士賠償責任保険（基本プラン）と併せてご加入ください。

## 支払限度額と年間保険料

| | | | 加入の型 T1 | T2 | T3 | T4 | T5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払限度額 | 賠償損害 | 1請求・保険期間中 支払限度額 | 300万円 | 500万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 5,000万円 |
| | | 免責金額 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| | 費用損害 | 1事故・保険期間中 支払限度額 | 100万円 | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 1,000万円 |
| | | 免責金額 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 保険料 | 土地家屋調査士1名あたりの年間保険料 | | 6,150円 | 6,770円 | 8,840円 | 9,830円 | 11,400円 |

上記支払限度額は、基本プランの業務危険の支払限度額の内枠払となります。従いまして、特約の加入型は、基本プランの業務危険の支払限度額の同額以下の加入型をご選択願います。

例）基本プランの加入型が「Z-1（X1）」の場合は「T1」、基本プランの加入型が「F-1（L1）」の場合は、すべての加入型にご加入できます。

## 個人会員の保険料計算方法

保険料算出式：基本プラン「ご希望の加入型（Z-1 ～ P-5）の保険料」＋オプションプラスを付帯する場合のみ加算「情報漏えい賠償責任補償特約の加入型の保険料」＝「個人会員の年間保険料」

計算例：E-1型の保険料 24,190円 ＋ T3型の保険料 8,840円 ＝ 年間保険料 33,030円

## 土地家屋調査士法人の保険料計算方法

土地家屋調査士法人の年間保険料は、同法人に所属する土地家屋調査士社員の人数によって決定されます。

保険料算出式：（「ご希望の土地家屋調査士法人の加入型（X1～Q5）の保険料」＋オプションプラスを付帯する場合のみ加算「情報漏えい賠償責任補償特約の加入型の保険料」）×「土地家屋調査士法人所属の土地家屋調査士社員人数」＝「土地家屋調査士法人の年間保険料」

土地家屋調査士法人（所属土地家屋調査士社員３名、Ｋ１型およびＴ３型にご加入の場合）

計算例：（K1型の保険料 24,190円 ＋ T3型の保険料 8,840円）× 土地家屋調査士社員数 3 ＝ 年間保険料 99,090円

# この団体保険制度について

この保険は日本土地家屋調査士会連合会共済会が保険契約者となる団体契約です。
ご加入いただけるのは、申込人・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

| | |
|---|---|
| 申込人 | 日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員（以下、会員といいます。）である土地家屋調査士および土地家屋調査士法人に限ります。 |
| 記名被保険者 | 日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員（以下、会員といいます。）である土地家屋調査士および土地家屋調査士法人に限ります。 |

この保険制度にご加入され、被保険者（「保険契約により補償を受けられる方」、以下同様とします。）となった方が第三者から提起された損害賠償請求について**法律上の損害賠償責任を負い、損害賠償金や争訟費用等を支払わなくてはならなくなったときにお役に立ちます。**

# お申込のお手続について

**申込締切日：令和２年1月29日（水）** 必着

## 新規加入のお手続について

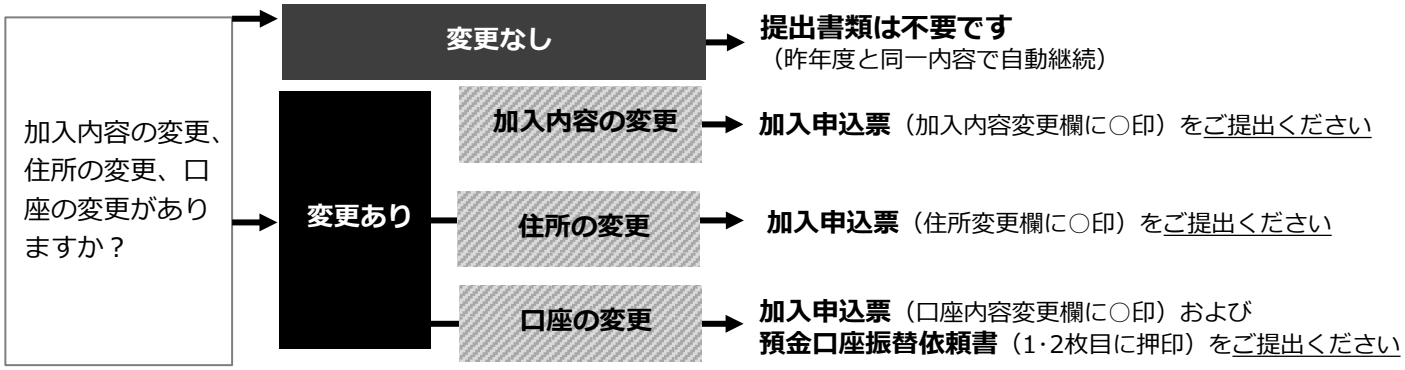
1. 後記の記入例をご参照の上、同封の「加入申込票」「預金口座振替依頼書」にご記入いただき、**令和２年1月29日（水）までに到着するよう**、「日本土地家屋調査士会連合会共済会」宛にご送付ください。
2. 年間保険料（掛金、一時払）は、ご指定の金融機関の預金口座から**令和２年3月6日（金）に自動振替**をさせていただきます。
   ご指定できる金融機関につきましては、「預金口座振替依頼書」の表紙をご参照ください。
3. ご指定口座からの引去りは 「SMBC（ソンガイホケンリョウ）」にて通帳に表示されます。

## 既にご加入の皆様へ（ご継続のお手続について）

1. この保険制度では、**「口座振替による自動継続システム」**を導入しております。**今年度、ご加入内容の変更（加入内容の変更、口座変更、住所変更、非継続等）がない場合、昨年度と同一内容で自動継続となりますので、お手続は不要です。**
2. 年間保険料（掛金、一時払）は、昨年度と同一のご指定の金融機関の預金口座から**令和２年3月6日（金）に自動振替**をさせていただきます。
3. **ただし、自動継続については、昨年度（平成31年3月６日）、口座振替により保険料をお支払いいただいた方のみが対象となります。**下記①～③をご参照の上、自動継続に該当されない方は、必要書類を令和２年1月29日（水）までに到着するよう、「日本土地家屋調査士会連合会共済会」宛にご送付ください。

※ 昨年度、中途加入された方は、自動継続とはなりません。改めてお手続が必要となりますのでご注意ください。
※ 現在のご加入内容は、本パンフレットの同封資料である「現在のご加入内容」をご参照ください。
※ 「同一内容」とは、ご加入の型やオプション特約の有無が同一であることをいいます。支払限度額や自動セット特約は、1~2ページ記載の今年度募集の内容に更新されます。

**① 平成31年3月6日に口座振替により保険料をお支払い頂いた方のご対応**



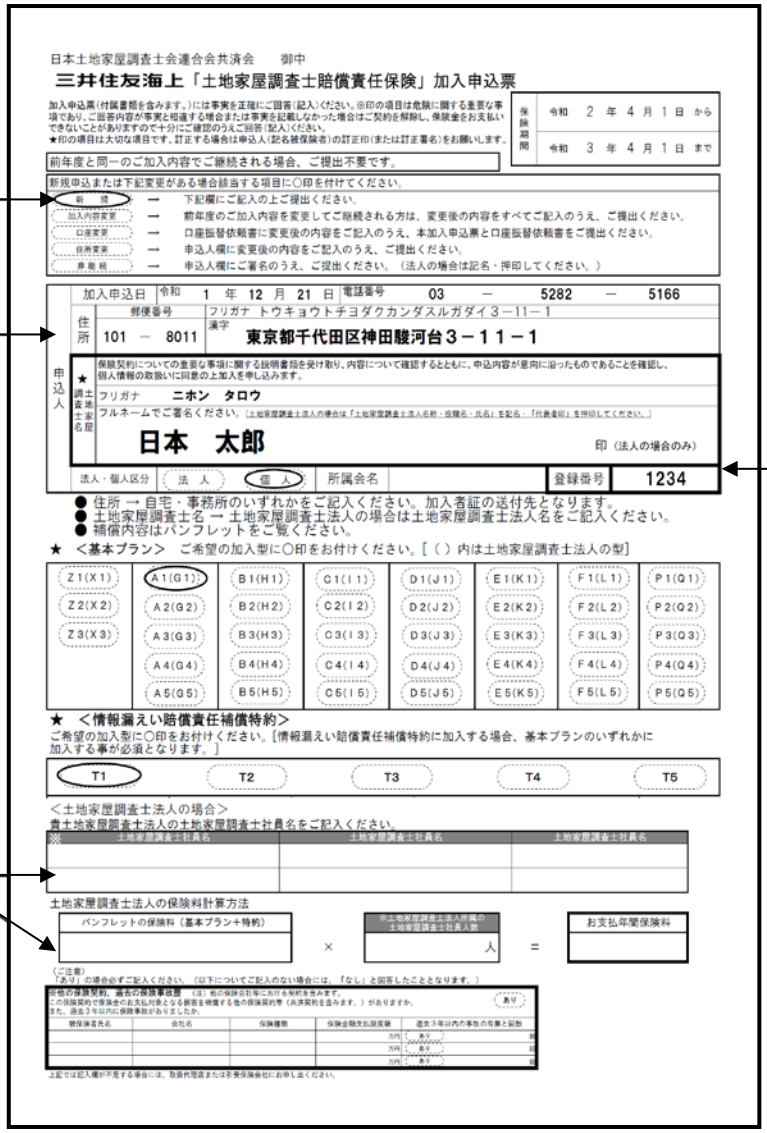

**② 昨年度中途加入（令和１年5月1日以降加入）または郵便局の払込取扱票で加入された方で、令和２年度も継続される方のご対応**

➔ 自動継続とはなりませんので、必ず**加入申込票**及び**預金口座振替依頼書**（1・2枚目に押印）をご提出ください。

**③ 継続されない方のご対応**

➔ 「非継続」の欄に○印を付けて、**加入申込票**をご提出ください。

## 加入申込書・預金口座振替依頼書の記入例



日本土地家屋調査士会連合会共済会　御中

**三井住友海上「土地家屋調査士賠償責任保険」加入申込票**

加入申込票（付属書類を含みます。）には事実を正確にご回答（記入）ください。※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご回答内容が事実と相違する場合または事実を記載しなかった場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。
★印の項目は大切な項目です。訂正する場合は申込人（記名被保険者）の訂正印（または訂正署名）をお願いします。

保険期間　令和 2 年 4 月 1 日 から　令和 3 年 4 月 1 日 まで

前年度と同一のご加入内容でご継続される場合、ご提出不要です。

新規申込または下記変更がある場合該当する項目に○印を付けてください。

新　規 ― 下記欄にご記入の上ご提出ください。
加入内容変更 ― 前年度のご加入内容を変更してご継続される方は、変更後の内容をすべてご記入のうえ、ご提出ください。
口座変更 ― 口座振替依頼書に変更後の内容をご記入のうえ、本加入申込票と口座振替依頼書をご提出ください。
住所変更 ― 申込人欄に変更後の内容をご記入のうえ、ご提出ください。
非継続 ― 申込人欄にご署名のうえ、ご提出ください。（法人の場合は記名・押印してください。）

加入申込日　令和 1 年 12 月 21 日　電話番号 03 ― 5282 ― 5166

申込人
住所　郵便番号 101 ― 8011
フリガナ トウキョウトチヨダクカンダスルガダイ３－11－１
漢字 東京都千代田区神田駿河台３－１１－１

★土地家屋調査士名
保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取り、内容について確認するとともに、申込内容が意向に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意の上加入を申し込みます。
フリガナ ニホン タロウ
フルネームでご署名ください。（土地家屋調査士法人の場合は「土地家屋調査士法人名称・役職名・氏名」を記名・「代表者印」を押印してください。）
日本　太郎　印（法人の場合のみ）

法人・個人区分　法人　(個人)　所属会名　登録番号 1234

● 住所 → 自宅・事務所のいずれかをご記入ください。加入者証の送付先となります。
● 土地家屋調査士名 → 土地家屋調査士法人の場合は土地家屋調査士法人名をご記入ください。
● 補償内容はパンフレットをご覧ください。

★ ＜基本プラン＞ ご希望の加入型に○印をお付けください。[ ( ) 内は土地家屋調査士法人の型]

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Z1(X1) | (A1(G1)) | B1(H1) | C1(I1) | D1(J1) | E1(K1) | F1(L1) | P1(Q1) |
| Z2(X2) | A2(G2) | B2(H2) | C2(I2) | D2(J2) | E2(K2) | F2(L2) | P2(Q2) |
| Z3(X3) | A3(G3) | B3(H3) | C3(I3) | D3(J3) | E3(K3) | F3(L3) | P3(Q3) |
| | A4(G4) | B4(H4) | C4(I4) | D4(J4) | E4(K4) | F4(L4) | P4(Q4) |
| | A5(G5) | B5(H5) | C5(I5) | D5(J5) | E5(K5) | F5(L5) | P5(Q5) |

★ ＜情報漏えい賠償責任補償特約＞
ご希望の加入型に○印をお付けください。[情報漏えい賠償責任補償特約に加入する場合、基本プランのいずれかに加入する事が必須となります。]

(T1)　T2　T3　T4　T5

＜土地家屋調査士法人の場合＞
貴土地家屋調査士法人の土地家屋調査士社員名をご記入ください。

| ※ 土地家屋調査士社員名 | 土地家屋調査士社員名 | 土地家屋調査士社員名 |
|---|---|---|
| | | |

土地家屋調査士法人の保険料計算方法

パンフレットの保険料（基本プラン＋特約）　×　※土地家屋調査士法人特約の土地家屋調査士社員人数　人　＝　お支払年間保険料

（ご注意）
「あり」の場合必ずご記入ください。（以下についてご記入のない場合には、「なし」と回答したこととなります。）

※他の保険契約、過去の保険事故歴　（注）他の保険会社等における契約を含みます。
この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等（共済契約を含みます。）がありますか。　あり
また、過去３年以内に保険事故がありましたか。

| 被保険者名 | 会社名 | 保険種類 | 保険金額支払限度額 | 過去３年以内の事故の有無と回数 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 万円 あり なし | 回 |
| | | | 万円 あり なし | 回 |
| | | | 万円 あり なし | 回 |

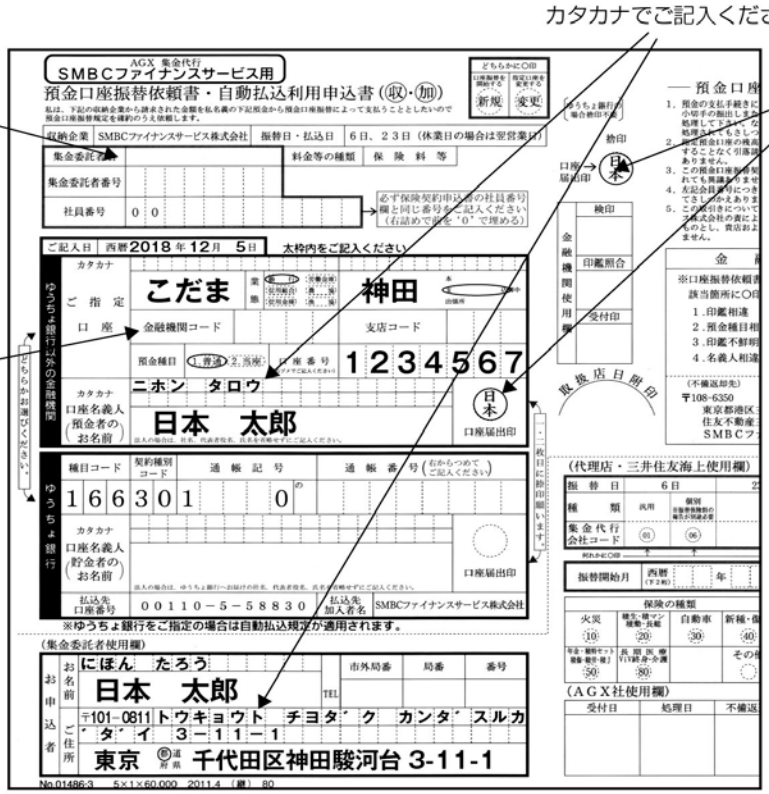
上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または非受保険会社にお申し出ください。

必ず該当する項目に○印をつけてください。

住所は、自宅・事務所のいずれか一方をご記入ください。（加入者証の送付先となります。）

必ず所属会名、登録番号をご記入ください。

土地家屋調査士法人の場合、必ずご記入ください。



AGX 集金代行
SMBCファイナンスサービス用

**預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収・加）**

どちらかに○印　新規　変更

私は、下記の収納企業から請求される金額を私名義の下記預金から預金口座振替によって支払うことをしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業　SMBCファイナンスサービス株式会社　振替日・払込日　6日、23日（休業日の場合は翌営業日）

集金委託者　斜金等の種類　保険料等
集金委託者番号
社員番号　0 0　必ず保険契約申込書の社員番号欄と同じ番号をご記入ください（右詰めで前を「0」で埋める）

ご記入日　西暦 2018 年 12 月 5 日　太枠内をご記入ください

ゆうちょ銀行以外の金融機関

カタカナ
ご指定口座　こだま　業種　神田　本・出張所
金融機関コード　支店コード
預金種目　1.普通　2.当座　口座番号 1234567
カタカナ　ニホン タロウ
口座名義人（預金者のお名前）　日本　太郎　口座届出印

ゆうちょ銀行

種目コード 1 6 6 3 0 1　契約種別コード　通帳記号 0　通帳番号（右からつめてご記入ください）
カタカナ
口座名義人（貯金者のお名前）　口座届出印
払込先口座番号 0 0 1 1 0 － 5 － 5 8 8 3 0　払込先加入者名 SMBCファイナンスサービス株式会社

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

（集金委託者使用欄）
お申込者　お名前　にほん　たろう　日本　太郎　TEL　市外局番　局番　番号
ご住所　〒101-0811 トウキョウト チヨダ゛ク カンダ゛スルガ゛イ 3－11－1
東京 都道府県 千代田区神田駿河台 3-11-1

No.01486-3　5×1×60,000　2011.4（厳）80

検印　印鑑照合　受付印　金融機関使用欄

収納企業日付印

預金口座振替依頼書
1. 預金の支払手続きに小切手の振出しまたは処理してください。
2. 預金口座の残高がすることなく引落しありません。
3. この預金口座振替契約されても解除できません。
4. 左記会員番号につきてさしかえありません。
5. この振替日について株式会社の責によるものとし、貴店おとりません。

金融

※口座振替依頼書該当箇所に○印
1.印鑑相違
2.預金種目相
3.印鑑不鮮明
4.名義人相違

（不備返却先）
〒108-6350
東京都港区
住友不動産
SMBC

（代理店・三井住友海上使用欄）
振替日　6日
種類　汎用　個別
集金代行会社コード　01　06
振替開始月　西暦（下２桁）　年

保険の種類
火災 10　傷害・盗難・ケガ・種物・賠償 20　自動車 30　新種・傷害 40
年金・個人年金・個人貯蓄 50　医療・介護 80　その他

（AGX社使用欄）
受付日　処理日　不備返

カタカナでご記入ください。

集金委託者名、集金委託者番号、社員番号はご記入不要です。

必ず金融機関コード、支店コードをご記入ください。

押印（2カ所）

## 土地家屋調査士賠償責任保険（基本プラン）について

# 1．保険金をお支払いする主な場合　　～土地家屋調査士業務危険～

（1）被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が土地家屋調査士業務※を遂行するにあたり、職業上相当の注意を用いなかったことにより業務の委託者あるいはその他の第三者に財産的損害を与えた場合

（2）被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が土地家屋調査士業務の遂行に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）等により委託者に財産的損害を与えた場合

例１：測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。
例２：測量の際、方位を間違い、その土地に建てる家屋の設計図が使用不能になったために顧客に損害を与えた。
例３：地番を間違えたため、建物の登記において所有者の二重登記がなされてしまったために顧客に損害を与えた。

（ご注意）

※土地家屋調査士業務とは、土地家屋調査士法第３条第１項第１号～第８号の業務をいいます。

①不動産の表示に関する登記について必要な土地または家屋に関する調査または測量をすること。
②不動産の表示に関する登記の申請手続またはこれに関する審査請求の手続についての代理をすること。
③不動産の表示に関する登記の申請手続またはこれに関する審査請求の手続について法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録の作成をすること。
④筆界特定の手続についての代理をすること。
⑤筆界特定の手続について法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録の作成をすること。
⑥上記①～⑤の事務について相談に応じること。
⑦土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理をすること。
⑧上記⑦の事務について相談に応じること。
（注）⑦および⑧の業務については、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した土地家屋調査士に限り行うことができる。なお、⑦の業務については、弁護士との共同受任を条件として行うことができる。

※また、この保険制度では、これらの業務に付随して行う土地・建物の調査・測量に起因して損害賠償請求を受けた場合も補償の対象となります。ただし、土地家屋調査士法以外の法律において制限されているものは補償の対象から除かれます。例えば、建築士または測量士等他の資格を有し、かつ営業登録を行っている場合で、それらの資格に基づく設計・測量については土地家屋調査士業務の付随業務ではありませんので、この保険制度の補償の対象とはなりません。

# 2．保険金をお支払いする主な場合　　～施設危険～

被保険者が土地家屋調査士業務遂行のために所有、使用もしくは管理する施設によって生じた他人の身体の障害もしくは財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合
また、被害者治療費等補償特約により、身体障害について法律上の賠償責任が無い場合の見舞金等もお支払いします。

例１：測量中、測量機が転倒し、付近にいた子供がけがをして所有者である調査士が賠償責任を負った。
例２：調査士事務所の書棚が倒れ、来訪中のお客さまがけがをした。
例３：境界杭打ち作業中に誤って地中の水道管を破損し、調査士が賠償責任を負った。

# 3．損害賠償請求対象期間（保険期間）

ご加入の会員が保険期間中（令和２年４月１日午後４時から令和３年４月１日午後４時まで）に業務の委託者またはその他第三者より損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合に、この保険制度の補償対象となります。ただし、新規加入当時、損害賠償請求を受けることを知っていた場合、あるいは過失によって知らなかった場合は、その損害賠償請求にかかわる損害は補償の対象となりません。

（ご注意）

※時効、または除斥期間の経過により、会員が法律上の損害賠償責任を負わない場合、この保険制度の補償対象とはなりませんので、ご注意ください。
※この保険制度の補償対象となる損害賠償請求を受けるおそれのある原因や事由が発生したことを知ったときは遅滞なく、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

# 4．お支払いの対象となる損害

| 損害（保険金）の種類 | 内　　容 |
|---|---|
| ①損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。） |
| ②損害防止費用 | 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 |
| ③権利保全行使費用 | 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 |
| ④緊急措置費用 | 事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用 |
| ⑤協力費用 | 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用 |
| ⑥争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 |

| | |
|---|---|
| ⑦被害者治療費用等 | 土地家屋調査士賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。<br>(a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用<br>(b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用<br>(c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用<br>(d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。<br>法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて１年以内に被保険者が現実に負担した費用に限ります。 |

※上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の限度額とします。

| お支払いする争訟費用の額 | ⑥争訟費用の額 × $\frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$ |
|---|---|

※なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

※適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

※被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、被害者治療費用等補償特約の対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

## ５．保険金をお支払いしない主な場合

次のような事故に起因する損害賠償責任、損害等はこの制度の補償の対象とはなりません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (注)

**（注）これらの場合でも、土地家屋調査士特別約款により、被保険者の業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書については補償の対象になります。**

- ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ●液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

＜土地家屋調査士特別約款でお支払いしない主な場合＞

- ●航空機、昇降機、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書については除きます。
- ●施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が業務に付随して管理する他人の印鑑、疎明書類および図書については除きます。
- ●土地家屋調査士業務にかかわる事故について、被保険者、その使用人または被保険者の業務の補助者の犯罪（過失犯を除きます。）によって生じた損害賠償責任
- ●業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ●施設危険にかかわる事故について、業務を完了した後（業務の目的物の引渡しを要するときは引渡した後をいいます。）、または業務を放棄した後に、その業務によって生じた損害賠償責任
- ●保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により保険期間開始後、被保険者に対し「保険金を支払う場合」の損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合においてその原因または事由によって生じた損害賠償責任

等

＜被害者治療費等補償特約でお支払いしない主な場合＞
次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
●治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
●保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
●治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の同居の親族または別居の未婚の子の行為
●被害者の心神喪失
●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打　等
上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 情報漏えい賠償責任補償特約（オプション）について

# 1．対象となる情報漏えい

| | |
|---|---|
| 対象となる個人情報 | 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報(注)をいいます。ただし、日本国内に所在するまたは所在したものに限ります。<br>（注）個人情報とは、死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。 |
| 対象となる企業情報 | 特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。ただし、日本国内に所在する、または所在したものに限ります。 |
| 情報保管方法 | ○電子データベース（サーバー、ファイル等）　○紙ベース（紙のリスト、申込書、アンケート用紙等）　等<br>⇒保管方法は問いません。 |
| 想定される<br>情報漏えいの原因 | ○外部からの攻撃（盗難、不正アクセス、ウイルス等）<br>○委託先（委託先での情報漏えい）<br>○内部犯罪（補助者、従業員、派遣社員、アルバイト等）<br>○過失（セキュリティ設定ミス、破棄ミス、単純ミス）　等 |
| 情報漏えいの時期 | 情報漏えいの発生時期は問いません。この特約をセットした最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、この特約をセットした最初の保険契約の保険期間開始時に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）情報の漏えいは、保険金支払いの対象になりません。 |

# 2．保険金をお支払いする主な場合

| ①情報漏えい賠償責任補償特約　～個人情報・企業情報いずれも対象～ | |
|---|---|
| 基本リスク | 被保険者の「自らの業務遂行の過程における情報の管理または管理の委託」に伴って発生した情報の偶然な漏えいまたはそのおそれ（以下「事故」といいます。）に起因して、日本国内において保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用および求償権保全費用）に対して、保険金をお支払いします。ただし、基本契約で対象とならない損害に限ります。 |
| 求償リスク | 被保険者が「他の事業者から受託した情報」を偶然漏えいさせたまたはそのおそれが発生し、委託者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、委託者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。 |

②プロテクト費用補償特約　～個人情報が対象～

被保険者の「自らの業務遂行の過程における個人情報の管理または管理の委託」に伴って発生した個人情報の偶然な漏えいまたはそのおそれによって、被保険者が引受保険会社への通知の翌日から180日を経過するまでに行ったブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置として自ら支出した次の費用に対して保険金をお支払いします。

●法律相談費用　●コンサルティング費用　●見舞金・見舞品費用(注)　●事故対応費用　●広告宣伝活動費用

（注）個人情報１件につき500円が限度となります。また従業員等に対する見舞金、見舞品を除きます。

ただし、個人情報の漏えいが次の（a）、（b）の事由いずれかによって明らかになった場合に限ります。

（a）被保険者が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし文書による届出、報告に限ります。

（b）被保険者が行う新聞、テレビ、雑誌、インターネット、またはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、広告等

③ネットワーク危険補償特約

日本国内におけるホームページの運営、管理や電子メールの送受信により発生した次の事由により、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ア．次のいずれかに起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
　○コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染
　○被保険者以外の者による不正アクセス
　○被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

イ．次のいずれかに起因する他人の電子情報の消失または損壊
　○コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染
　○被保険者以外の者による不正アクセス
　○被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

ウ．被保険者以外の者の人格権侵害（ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する人格権侵害を除きます→「①情報漏えい賠償責任補償特約」の対象。）

※上記①～③はセットでご加入いただきます。

## 3．お支払いの対象となる損害

| | | |
|---|---|---|
| 賠償損害 | ①損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。 |
| | ②争訟費用 | 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 |
| | ③求償権保全費用 | 発生した情報漏えいまたはそのおそれについて、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 |
| 費用損害 | ④法律相談費用 | 個人情報漏えいまたはそのおそれの対応のために、法律事務所または弁護士に対して支払う相談費用。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用は含まれません。 |
| | ⑤事故対応費用 | 個人情報の漏えいまたはそのおそれの直接の結果として、または個人情報の漏えいの影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に被る損害で、次のいずれかに該当する費用<br>①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます。）<br>②通信業務のコールセンター会社への委託費用<br>③事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分<br>④事故対応により生じる出張費および宿泊費<br>⑤事故原因調査費用<br>⑥他人に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 |
| | ⑥広告宣伝活動費用 | 個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因するブランドイメージの回復または失墜防止のために広告宣伝活動(注1)に要した費用 |
| | ⑦コンサルティング費用 | 個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実等についての確認もしくは調査を行うため、または個人情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、引受保険会社があらかじめ承認したものに限ります。 |
| | ⑧見舞金・見舞品費用 | 個人情報の漏えいまたはそのおそれにより個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人(注2)に対して、謝罪のために支払う見舞金、送付する見舞品(注3)にかかる費用。ただし、個人情報１件(注4)あたり500円を限度とし、引受保険会社があらかじめ承認したものに限ります。 |

（注1）個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに対する謝罪を表明するための社告または個人情報の漏えいの再発防止もしくは危機管理改善を施した旨の宣伝もしくは広告に限ります。

（注2）顧客の立場にない使用人等は除きます。本人が死亡している場合には家族とします。

（注3）記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等は除きます。

（注4）本人と家族の個人情報をまとめて１単位として構成されている場合は、１件とみなします。

◎被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、費用損害補償の対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## 4．保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては、保険金をお支払いしません。

| | |
|---|---|
| 賠償損害<br>費用損害<br>共通 | 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害<br>○被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）<br>○被保険者の故意または重過失による法令違反<br>○被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為<br>○法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さない、または免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為<br>○法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為<br>○初年度契約である場合において、保険契約者や被保険者が情報の漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを保険期間の開始時に知っていたまたは知っていたと合理的に推定できる事故<br>○継続契約である場合において、保険契約者や被保険者が情報漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことをこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に知っていたまたは知っていたと合理的に推定できる事故<br>○偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い<br>○国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）による情報の差押え、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。<br>○被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為<br>○履行不能または履行遅延　等 |

| | |
|---|---|
| 賠償損害の<br>場合のみ適用 | 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害<br>○利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求<br>○被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損賠賠償請求<br>○被保険者が被保険者以外の者に情報を提供し、または情報の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求<br>○被保険者が被保険者以外の者と情報を共同して利用したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求<br>○被保険者が支出したと否とを問わない違約金に起因する損害賠償請求<br>○日本国外で提起された損害賠償請求　等 |
| プロテクト<br>費用損害の<br>場合のみ適用 | 次のいずれかに該当する費用または事由によって生じた損害<br>○この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料<br>○正当な理由がなく、通常の措置に係る費用を超えて要した費用<br>○法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を、弁護士に委任したことにより生じた費用（弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。）<br>○記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等にかかる費用<br>○被保険者に生じた喪失利益　等 |
| ネットワーク<br>危険補償の<br>場合のみ適用 | 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害<br>○この保険契約の保険期間開始日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求<br>○電子マネー（出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。）に起因する損害賠償請求<br>○ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求<br>○対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求<br>○被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求<br>○被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスを行った（対価の有無は問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求<br>○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人権侵害に対する損害賠償請求<br>○財物（貨幣を除きます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者からのコンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染による被保険者以外の者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。<br>等 |

## ご加入にあたってご注意いただきたいこと

◆自動継続の取扱いについて

前年からご加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同一内容のセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

（「同一内容」とは、ご加入の方やオプション特約の有無が同一であることをいいます。支払限度額や自動セット特約は、1~2ページ記載の今年度募集の内容に更新されます。）

◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◆保険期間の中途で加入申込みをご希望の場合には、毎月 1 日付で加入ができます**（日本土地家屋調査士会連合会共済会へ前月20日必着）**。なおご加入手続、保険料等については取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。

◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約

款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

**（なお、被保険者には、普通保険約款、特別約款および特約は配布しておりませんので、普通保険約款、特別約款および特約が必要な場合は、お手数ですが、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。）**

◆<保険会社破綻時等の取扱い>

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保 険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

**◆保険料、保険金の税法上の取扱い**

この契約の保険料は必要経費に算入できます。また、保険金には税金はかかりません（令和１年10月現在）。なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

**◆個人情報の取扱い**

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS＆ADインシュアランス　グループのそれぞれの会社が（海外にあるものを含む）、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。 ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保 その他必要と認められる範囲に限定します。 また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

**◆示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

**◆損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等**

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

①損害賠償請求を最初に知った時の状況
②申し立てられている行為
③原因となる事実

**三井住友海上へのご連絡は**
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

**◆保険金のご請求時にご提出いただく書類**

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

| 保険金のご請求に必要な書類 | 書類の例 |
|---|---|
| (1)引受保険会社所定の保険金請求書 | 引受保険会社所定の保険金請求書 |
| (2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)<br>(注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。 | 引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類 |
| (3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類<br>①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 |
| ②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 | 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書 |
| ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 | 売買契約書、保証書、被害物の写真・画像データ、請求書、調査に関する同意書 |

| | |
|---|---|
| ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 | 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 |
| ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類 | 権利移転証（兼）念書 |
| (4)被保険者が負担した費用の額を示す書類 | 支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書 |
| (5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 | |
| ①保険金請求権者を確認する書類 | 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 |
| ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 | 引受保険会社所定の同意書 |
| ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 | 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 |
| ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類 | 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書 |

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類[(注1)]をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項[(注2)]の確認を終えて保険金をお支払いします[(注3)]。

（注１）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注２）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注３）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（ 3 年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2015年10月１日以降始期契約

**土地家屋調査士賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ**

## 重要事項のご説明

この書面では土地家屋調査士賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。 申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1　商品の仕組みおよび引受条件等

（１）商品の仕組み

| 保険の種類 | 商品の仕組み |
|---|---|
| 土地家屋調査士賠償責任保険 | 賠償責任保険普通保険約款<br>＋　土地家屋調査士特別約款<br>＋　業務拡張補償特約<br>＋　名誉き損補償特約<br>＋　民間紛争解決手続業務補償特約<br>＋　筆界特定業務補償特約<br>＋　被害者治療費等補償特約<br>＋　情報漏えい賠償責任補償特約（任意セット）（注１）（注２） |

（注１）任意セットの特約は必要な場合にセットします。「（３）セットできる主な特約」をご参照ください。

（注２）この特約は、情報漏えい賠償責任補償特約、プロテクト費用補償特約、ネットワーク危険補償特約で構成されています。（この３つはセットでご加入いただきます。）

（２）補償内容

■被保険者

| 保険の種類 | 被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。） |
|---|---|
| 土地家屋調査士賠償責任保険 | 加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。 |

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

（３）セットできる主な特約

セットできる主な特約は「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」の「情報漏えい賠償責任補償特約について」をご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（４）保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として１年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

（５）支払限度額等

「土地家屋調査士賠償責任保険 ご加入のおすすめ」をご参照ください。

### 2保険料

保険料（注）は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等よって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」または加 入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

### 3保険料の払込方法について

「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」をご参照ください。

### 4満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明 の「６．解約と解約返れい金」をご参照ください。

# 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご 加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1　ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

## 2　告知義務・通知義務等

（１）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

**特にご注意ください**

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（２）ご加入後における注意事項（通知義務等）

**特にご注意ください**

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合

○保険料算出の基礎数値に変更（増加または減少）が生じる場合（土地家屋調査士法人の場合、土地家屋調査士社員の人数に変更が生じる場合）

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合

◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3　補償の開始時期

始期日の午後４時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、「土地家屋調査士賠償責任保険　　ご加入のおすすめ」記載の方法により払込みください。記載の方法により**保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。**

## 4　保険金をお支払いしない主な場合等

### （１）保険金をお支払いしない主な場合

「土地家屋調査士賠償責任保険　　ご加入のおすすめ」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### （２）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5　保険料の払込猶予期間等の取扱い

**特にご注意ください**

保険料は、「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」記載の方法により払込みください。「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。 また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6　解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 7　保険会社破綻時等の取扱い

「土地家屋調査士賠償責任保険 ご加入のおすすめ」をご参照ください。

## 8　取扱代理店の権限

次ページの「その他のご説明」をご参照ください。

## 9　個人情報の取扱い

「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」をご参照ください。

# その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読み いただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を 記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。 また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1 お申込み時にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

**（1）取扱代理店の権限**

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

**（2）ご加入条件**

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2 お申込み後にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

**特にご注意ください**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 3 事故が起こった場合の手続

**（1）損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等**

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

①損害賠償請求を最初に知った時の状況
②申し立てられている行為　　③原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
２４時間３６５日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

**（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類**

■「土地家屋調査士賠償責任保険　ご加入のおすすめ」をご参照ください。

### 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

**「三井住友海上お客さまデスク」**
**0120-632-277（無料）**

【電話受付時間】 平日　　9:00～20:00
土日・祝日　9:00～17:00
（年末・年始は休業させていただきます）
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた 指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手 続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題 を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会に ご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター**
**0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕**

【受付時間】 平日　9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

## この保険制度のご連絡先

### 日本土地家屋調査士会連合会共済会

〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館５階

取扱代理店 **有限会社　桐栄サービス**

〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館６階
TEL：03（5282）5166　FAX：03（5282）5167　MAIL:stoei@msf.biglobe.ne.jp

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台３-11-１　広域法人部 営業第一課　担当：下松瀬・中川
TEL：03（3259）6692



A19-102054　使用期限：2021年4月1日